

海上技術安全研究所報告 投稿要領

—海上技術安全研究所報告の区分について—

- (1) 研究報告……独創性があり論文としてまとめた試験研究報告をいう。学会で発表するものと同質の学術的意義・価値のあるもの。
- (2) 総合報告……研究所における重点研究等の実施内容・成果を総合的にとりまとめた報告書的性格のものをいう。学術的なものとは性格を異にする。
- (3) 研究調査資料……産業界、行政等に有意義な調査・試験・研究資料をいう。
- (4) 展望……関連分野の技術・研究の水準及び動向等を著者の見解に基づいて記述したものをいう。
- (5) 解説……関連分野の技術・研究の内容を平易に説明したものをいう。

—投稿資格について—

本誌に投稿資格を持つ者は海上技術安全研究所の常勤・非常勤・任期付等を含む職員または退職者とする。ただし、編集委員会が適切と認めた場合はこの限りでない。

—投稿条件について—

海技研報告に投稿される研究報告等は、他の著作権等を侵害していないものに限る。捏造・改ざん・剽窃・盗用を行ってはならない。

既に別の機会に発表した論文と同内容のもの（単に英文化又は和文化したものや、実質的内容不変のまま若干手直した程度のものを含む。）は掲載しないが、その他に未発表の研究成果を加え、研究報告にふさわしい形にまとめ直したもの、或いは、既発表論文と同内容のものであっても、それをベースに、総合報告又は研究調査資料等にふさわしい形にまとめ直したものは、海技研報告の原稿として差し支えない。

—著作権について—

掲載されている論文並びに付属資料の著作権は海技研に帰属する。掲載された論文を引用する場合は出所を明示すれば海技研の許諾を必要としない。本誌に掲載された論文や付属資料の全部又は一部を複製、転載、翻訳、あるいはその他に利用する場合は、個人が研究、学習、教育に使用する場合を除き、海技研の許諾を得なければならない。

—査読について—

査読者について、研究報告は原則として編集委員会委員及び研究所外の者各1名の2名により査読を行い、総合報告、研究調査資料、展望及び解説は編集委員会委員1名以上により査読を行う。査読に基づき編集委員会が掲載可否を判断する。

—オーサーシップについて—

投稿原稿の著者は、所属機関による制限並びに科学技術の特定分野による制限も行わない。ただし、研究報告等に直接貢献していない者を著者に含めてはならず、研究報告については、著者全員がそれぞれ本質的な寄与をしていることを明記すること。